

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 松尾 有嗣

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	平戸北部④ (木引)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月3日(第1回) 令和6年11月19日(第2回) 令和8年3月9日(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織が中心となり、主に水稻を中心に作付けされている。農地は比較的まとまってはいるものの、基盤整備された農地がなく、農地自体も狭く形状も整っていない。代々受け継がれてきた土地であるため、残していきたいという気持ちはあるが、地域の農業者は高齢化が進み、担い手も不足しており将来における耕作者の確保が厳しい状況にある。
有害鳥獣被害は対策を講じ比較的少ないが、米の価格不安定や資材高騰などの影響により農業所得が低く、耕作意欲の低下につながっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域等直接支払交付金事業の取り組みを継続し、水稻の作付により、耕作放棄地を発生させないよう農地、農道、水路等の維持管理を行っていく。
また、現在、中山間地域等直接交付金事業に取り組んでいる4つの集落協定の広域化(統合)に向けた協議を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手を中心に、農業委員及び関係機関と調整し、農地中間管理機構を通じて集約を進めていくよう検討を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域的に農地中間管理機構を通じた貸借が進んでいないため、農地所有者は農地中間管理機構を活用した農地貸付を検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
過去にも基盤整備について検討したことがあるが、担い手がいなかったことや費用面での負担が大きいため新規での取り組みは難しい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後、不足していくと見込まれる担い手の育成を検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図れるドローン等による防除作業は、 中山間直払等も活用して実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどによる鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。
 ③ドローン等を活用した農薬・除草剤散布など、農作業の省力化を行う。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。